



毎月1回1日発行
発行 社団法人 全国防災協会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町3-11
(パインランド日本橋ビル5F)

電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者 加藤浩己 印刷所 (株)白 橋



平成24年度全国防災協会通常総会（砂防会館 別館（シェンバッハ・サボー））

目 次

水防月間をかえりみて……………国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室 …… 2

平成24年度全国防災協会通常総会開催…………… 4

平成24年度「河川愛護月間」（7月1日～31日）について
……………国土交通省水管理・国土保全局…11

各県コーナー 「愛知県」……………建設部砂防課…14

防災課だより 人事異動……………20

会員だより 「海岸災害復旧業務を振り返って」
……………千葉県海匠土木事務所 佐久間奏衣…21

協会だより……………26

水防月間をかえりみて

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室

本格的な出水期を前にした5月（北海道は6月）の水防月間が終了しました。

この月間は、水害の未然防止又は軽減に資することを目的として、国民全般に水防に関する基本的な考え方の普及を図り、水防の意義及び重要性についてご理解を深めていただくため、昭和62年から毎年実施しているものです。

今年も国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体（市町村等）の主催により、関係行政機関等の後援、全国水防管理団体連合会、(社)全国防災協会ほか関係団体の協賛を得て「洪水から守ろうみんなの地域」をテーマに水防演習、河川管理施設等の点検整備、水防に関する展示などの取り組みを全国各地で実施しました。

この水防月間の主要行事である「水防演習」は、利根川など9河川において、地元自治体や住民の方々、関係団体等にご協力頂き、多数の皆様の参加のもと開催されました。

今年の特色としては、昨年の東日本大震災を受けて改正した水防法を踏まえ、水防工法実施時にライフジャケットを着用するなど水防活動従事者の安全確保を図るとともに、著しく激甚な災害が発生した場合を想定し、国が自ら機動的に水防活動を行う特定緊急水防活動の訓練を実施しました。また、地元住民の方々の参加による避難訓練も多く実施されており、防災行政無線による避難広報に従い、ハザードマップを活用して指定避難所に避難するなど実践的な避難訓練を実施しました。

平成24年度 水防演習実施箇所

地方整備局等	演習名	実施日	実施場所	出席者	参加人数
関東	利根川水系連合水防演習	5月19日(土)	利根川／埼玉県久喜市栗橋地先	前田 国土交通大臣 関 水管理・国土保全局長	約15,000人
四国	土器川水防演習	5月20日(日)	土器川／香川県丸亀市垂水町地先	佐藤 国土交通技監	約 1,200人
近畿	九頭竜川水系水防演習	5月26日(土)	九頭竜川／福井県福井市郡町地先	小池 水管理・国土保全局河川環境課長	約 1,200人
東北	最上川水防演習	5月27日(日)	最上川／山形県南陽市宮崎地先及び川西町州島地先	奥田 国土交通副大臣	約 3,000人
北陸	信濃川・魚野川水防演習	5月27日(日)	信濃川・魚野川／新潟県長岡市長岡地先	日原 水管理・国土保全局次長	約 1,700人
中部	木曾三川連合水防演習・複合型災害防災実動訓練	5月27日(日)	長良川／岐阜県岐阜市雄総地先	宿利 国土交通事務次官	約 2,500人
中国	旭川水防演習	5月27日(日)	旭川／岡山県岡山市中区西河原地先	山崎 水管理・国土保全局総務課長	約 1,800人
九州	宮崎総合防災訓練 (大淀川・小丸川水防訓練)	5月27日(日)	大淀川／宮崎県都城市上水流町地先	池内 水管理・国土保全局河川計画課長	約 2,000人
北海道	石狩川水系幾春別川水防公開演習	6月16日(土)	幾春別川／北海道岩見沢市北村幌達布地先	小池 水管理・国土保全局河川環境課長 関 北海道局官房審議官	約 600人

この他、全国各地で行われた水防演習では、競技形式による水防工法訓練、自治体の首長へのホットラインでの情報伝達訓練、水防専門家の指導によるロープワーク等の体験、大使館関係者の演習参加のほか消防、警察、自衛隊等による救助・救護訓練が実施されるなど各地域の特色を生かした様々な演習が行われました。

国土交通省といたしましては、安全で安心できる地域社会を実現するため、治水施設の整備を積極的に推進していますが、「人命が第一」、「災害には上

限がない」という東日本大震災の教訓を踏まえれば、国民の生命や財産を守る水防活動の果たす役割はますます重要になっています。

今後とも、今年の水防月間での成果を踏まえて、より効果的な水防活動が実施されるよう水防体制の充実・強化に努めるとともに地域住民の水防意識の更なる高揚を図り、水防団への加入促進など地域住民の水防活動への参加・協力を求めています。



水防技術競技大会の実施（東北：最上川水防演習）



各国大使による水防工法体験
（関東：利根川水系連合水防演習）



月の輪工
（中部：木曾三川連合水防演習・複合型災害防災実動訓練）



土のう作り体験（中国：旭川水防演習）



住民参加による避難訓練（四国：土器川水防演習）



特定緊急水防活動（九州：大淀川・小丸川水防訓練）

平成24年度全国防災協会通常総会開催



日時：平成24年6月7日(木) 14:00～

会場：砂防会館 別館(シェーンバッハ・サボー)

(社)全国防災協会の平成24年度通常総会が去る6月7日(木)、東京都千代田区の砂防会館(別館1階:シェーンバッハ・サボー「木曾の間」)において、全国各地から90名余の会員にご参加をいただき開催されましたので、その概要についてご報告します。

本年度の通常総会は諸般の事情に配慮し、昨年度に引き続き各都道府県からのご参加数を2名程度に限定し、これまで行われてきた盛大な総会形式とは違い、コンパクトな総会形式で実施させていただきました。

はじめに(社)全国防災協会会長 陣内孝雄より開会の挨拶があり、引き続き本通常総会の議長として陣内孝雄会長を推挙した後、議事録署名人として佐々木賢一副会長・加藤昭理事の2名を選任し、平成24年度通常総会の議案審議に入りました。

なお、通常総会のご来賓として出席いただきました国土交通省水管理・国土保全局防災課 野田 徹 課長には、議事審議前にご挨拶を兼ね、「平成23年発生災害の概要」についてご紹介いただきました。



会長挨拶 (陣内 孝雄 会長)



来賓挨拶 (野田 徹 防災課長)



議長 (陣内 孝雄 会長)



監事 (佐々木 定男 佐久穂町長)



協会役員 1



協会役員 2

議事

- ・ 議案第 1 号 平成23年度事業報告の承認について
- ・ 議案第 2 号 平成23年度収支決算の承認について
(監事より監査結果報告)
- ・ 議案第 3 号 平成24年度事業計画 (案) の承認について
- ・ 議案第 4 号 平成24年度収支予算 (案) の承認について
- ・ 議案第 5 号 役員改選について
- ・ 議案第 6 号 当協会の今後の方向性について

各議案については、それぞれ事務局より説明が行われるとともに、議案第 2 号の収支決算については、佐々木定男監事 (佐久穂町長) より会計監査結果が報告され、審議の結果、いずれの議案とも満場一致で承認されました。



会場風景

今年度は役員の改選の年にあたり、この度、新たに理事・監事及び評議員となりました皆様には、大変ご苦勞をおかけいたしますが、任期の 2 年間、ご協力の程、何とぞ宜しくお願い申し上げます。

社団法人 全国防災協会役員名簿

(任期：平成24年6月17日～平成26年6月16日)

役員名	所属等	氏名	現職等
会長	名誉会員	陣内孝雄	全国治水期成同盟会連合会会長
副会長	〃	脇雅史	参議院議員
〃	〃	加藤昭	財団法人ダム水源環境整備センター顧問
〃	新潟県	小池清彦	新潟県河川協会会長
〃	三重県	水谷元	三重県河川防災協会会長(桑名市長)
理事	名誉会員	佐々木賢一	
〃	〃	藤芳素生	八千代エンジニアリング株式会社専務取締役
〃	北海道	菅原章嗣	北海道災害復旧促進協会会長(喜茂別町長)
〃	青森県	古川健治	青森県河川海岸協会副会長(六ヶ所村村長)
〃	秋田県	穂積志	秋田県防災協会会長(秋田市長)
〃	栃木県	井田隆一	栃木県県土整備事業協議会河川部会長(真岡市長)
〃	千葉県	太田洋	千葉県河川協会理事(いすみ市長)
〃	石川県	酒井悌次郎	石川県治水協会会長(能美市長)
〃	岐阜県	細江茂光	岐阜県河川協会会長(岐阜市長)
〃	奈良県	大谷一二	奈良県治水砂防協会副会長(川上村村長)
〃	和歌山県	日裏勝己	和歌山県河川協会会長(印南町長)
〃	島根県	宇津徹男	島根県土木協会会長(浜田市長)
〃	山口県	野村興兒	社団法人全国治水砂防協会監事(萩市長)
〃	愛媛県	井原巧	愛媛県土木協会会長(四国中央市長)
〃	高知県	西村卓士	高知県防災砂防協会会長(土佐町長)
〃	佐賀県	田中源一	佐賀県治水砂防・防災協会会長(江北町長)
〃	大分県	是永修治	大分県土木建築協会会長(宇佐市長)
監事	山梨県	堀内茂	山梨県河川砂防協会会長(富士吉田市長)
〃	長野県	佐々木定男	長野県河川協会会長(佐久穂町長)
評議員	岩手県	小保内敏幸	岩手県防災協会会長(二戸市長)
〃	宮城県	井口経明	宮城県治水協会会長(岩沼市長)
〃	山形県	榎本政規	山形県治水協会会長(鶴岡市長)
〃	福島県	渡辺宏喜	福島県土木部長
〃	茨城県	中山一生	茨城県河川協会副会長防災部会長(龍ヶ崎市長)
〃	群馬県	清水聖義	群馬県河川協会会長(太田市長)
〃	埼玉県	岩崎康夫	埼玉県県土整備部長
〃	東京都	飯塚政憲	東京都建設局河川部長
〃	神奈川県	高村栄二	神奈川県県土整備局長
〃	富山県	堀内康男	富山県河川海岸協会会長(黒部市長)
〃	福井県	森下裕	福井県防災協会会長(若狭町長)
〃	静岡県	田辺信宏	静岡県河川協会会長(静岡市長)
〃	愛知県	谷一夫	愛知県河川海岸協会会長(一宮市長)
〃	滋賀県	佐野高典	滋賀県河港協会会長(滋賀県議会議長)
〃	京都府	太田貴美	京都府砂防・治水・防災協会副会長(与謝野町長)

役員名	所属等	氏名	現 職 等
評 議 員	兵 庫 県	稲 村 和 美	兵庫県治水・防災協会副会長（尼崎市長）
〃	鳥 取 県	古 賀 俊 行	鳥取県県土整備部長
〃	岡 山 県	石 垣 正 夫	岡山県土木協会会長（新見市長）
〃	広 島 県	浜 田 一 義	社団法人広島県土木協会河川部会長（安芸高田市長）
〃	徳 島 県	牧 田 久	徳島県防災協会会長（美馬市長）
〃	香 川 県	綾 田 福 雄	香川県河川協会会長（香川県議会議員）
〃	福 岡 県	十 中 大 雅	福岡県河川協会会長（福岡県議会県土整備委員会委員長）
〃	長 崎 県	横 田 修 一 郎	長崎県防災協議会会長（島原市長）
〃	熊 本 県	荒 木 泰 臣	熊本県河川海岸防災協会会長（嘉島町長）
〃	宮 崎 県	長 峯 誠	宮崎県河川防災協会副会長（都城市長）
〃	鹿 児 島 県	森 博 幸	鹿児島県市町村社会基盤整備推進協議会会長（鹿児島市長）
〃	沖 縄 県	当 間 清 勝	沖縄県土木建築部長

当協会の今後の方向性について

公益法人改革に伴い本協会は、平成25年4月1日に公益社団法人としての認定を受けるべく、定款の変更案等について、平成24年度通常総会（平成24年6月7日）において説明を行い承認されましたので、その経緯等について報告します。

（説明者：福島 民也 協会参与）

公益社団法人への移行に関する報告

○公益法人改革

- 公益法人改革に伴い、明治時代に制定された民法上の社団法人制度・財団法人制度が大きく変わりました。
- 従来の公益法人は、1種類の類型であったが、新たな公益法人制度における社団法人は、一般社団法人と公益社団法人2種類の類型（財団も同じ）が設けられることとなりました。
- 従来の公益法人制度は、公益性と非営利性の双方が備わっている社団・財団に主務官庁が許可することによって法人格を与える制度でありました。しかし、主務官庁の許可主義のもと、主務官庁の裁量が大きく、法人設立が簡便ではなかったことや、社団法人や財団法人がどのような要件（公益性の判断等）を備えていれば、法人の許可が与



当協会の今後の方向性について
（福島 民也 協会参与）

えられるか等不明確でありました。

主務官庁ごとに指導監督基準が異なっているなどの問題点が指摘されていました。

(4) 公益法人改革三法

「民間非営利部門を積極的に社会・経済システムの中に位置づけるという理念」のもと公益法人改革三法は、平成18年5月26日成立し、平成20年12月1日から施行されました。

- 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法人法）」
- 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（公益認定法）」
- 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法

律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（整備法）」

により法律が体系化されました。

○新制度の特徴

新制度は、法人格を取得するために主務官庁の関与はなくなり、定款を作成して設立登記を行えば法人として成立するという準則主義が採用されました。非営利であれば同好会や同窓会も法人としての設立が可能となる制度になりました。民間非営利部門の活動を活性化させるための制度でもあります。

○公益認定制度

同時に公益認定を受けるための基準を厳しくして公益社団法人や公益財団法人の認定を絞り込む制度となりました。

新しい公益法人制度は、2階建ての制度であります。

1階建て部分は、一般社団法人・一般財団法人の認可となります。

2階建て部分は、公益社団法人・公益財団法人の認定となります。

※1階部分に入るのは簡単、2階に上がるのは容易でない制度になりました。

○公益認定申請に際し、クリアすべき公益認定基準は、以下の通りです。

(1) 公益目的23事業のうち、本協会が該当する事業は、以下の通りです。

- ① 事故又は災害の防止を目的とする事業
- ② 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業

(2) 17の事業区分のうち、本協会がかかわる主な事業は以下の通りです。

- ① 講座・講習・セミナー・研修
- ② 相談・助言
- ③ 調査資料収集
- ④ 技術開発・研究開発
- ⑤ 表彰・コンクール等

(3) 公益目的事業比率：公益目的事業比率が50/100以上であること。

(4) 収支相償：公益目的事業に係る収入が、実施に要する適正費用を超えてはならないこと。（いわゆる公益事業で利益を上げてはならない）

(5) 遊休財産保有の制限：遊休財産が一定額を超え

てはならないこと。

(6) 同一親族が理事又は監事の1/3を超えてはならないこと。

(7) 認定取り消し等の場合、公益目的で取得した財産の残額相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与する旨を定款で定めること。

○公益認定の効果

- (1) 公益社団法人という名称を独占的に使用できる。
- (2) 税制上の優遇措置をうけられる。

○定款の変更案の主な改正点は以下の通りです。

(1) 正会員の構成は、団体会員、賛助会員のみでありましたが、以下のようになります。

(正会員)

イ) 法人・団体会員

災害復旧及び災害防止事業に関わる地方公共団体及びこれに準じる法人及び団体

ロ) 個人会員

- ① 災害復旧及び災害防止事業に関わる学識経験を有する者
- ② 災害復旧及び災害防止事業に関わる業務経験を有する者
- ③ 前2事項に準じる者

(賛助会員)本協会の事業を賛助する法人及び団体
※法人・団体会員にあつては、法人・団体の代表者として本協会に対し権利を行使する者（「指定代表者」）を定め会長に届け出なければならない。

(2) 役員は、従来は評議員を置くこととしていましたがその機関は廃止し、以下の機関設計をしました。

(理事) 20名以上25名以内

(監事) 3名以内

※理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を常務理事としました。

会長、副会長は、一般社団・財団法人法の代表理事としました。

(3) 役員の実任免除及び限定規定を設けました。

(4) 任意の機関として名誉会長、顧問及び参与を置くこととしました。

(5) 本協会の円滑な運営を図るため、必要があるときは、委員会を置くことのできるとした規定を設けました。

(6) 今般の制度においては、公益社団法人における

理事会の権限と責任が強化され併せて理事会における代理出席が不可能となりました。

従いまして、今後各団体・法人会員の理事は、出席が可能な方の推薦をお願いすることになります。

(7) なお、認定申請に当たり内閣府公益認定委員会との協議の過程において、定款の微小な変更がある場合には、会長に一任するとの附帯決議をし、承認されました。

以上

各県出席者状況一覧

《北海道》 8名	《青森》 1名
《岩手》 3名	《宮城》 2名
《秋田》 2名	《山形》 1名
《福島》 1名	《茨城》 0名
《栃木》 0名	《群馬》 1名
《埼玉》 1名	《千葉》 1名
《東京》 1名	《神奈川》 0名
《新潟》 2名	《富山》 0名
《石川》 2名	《福井》 2名
《山梨》 1名	《長野》 3名
《岐阜》 1名	《静岡》 2名
《愛知》 1名	《三重》 1名

《滋賀》 0名	《京都》 1名
《大阪》 0名	《兵庫》 1名
《奈良》 1名	《和歌山》 1名
《鳥取》 0名	《島根》 2名
《岡山》 1名	《広島》 1名
《山口》 1名	《徳島》 1名
《香川》 3名	《愛媛》 1名
《高知》 2名	《福岡》 2名
《佐賀》 2名	《長崎》 1名
《熊本》 1名	《大分》 1名
《宮崎》 2名	《鹿児島》 2名
《沖縄》 2名	
《賛助会員》 8名	《当協会役員》 8名
《当協会事務局》 5名	《その他》 4名

第148回理事会

第148回理事会は、平成24年6月7日(木)13時00分より、東京都千代田区 砂防会館 別館(霧島)において開催されました。

西村理事 田中理事(代)
是永理事 堀内監事(欠)
佐々木監事

1. 出席者

陣内会長	脇副会長(欠)
佐々木副会長	小池副会長
水谷副会長(代)	加藤(浩)常務理事
加藤(昭)理事	藤芳理事
菅原理事	古川理事(代)
穂積理事(代)	井田理事(欠)
太田理事(代)	酒井理事
細江理事(代)	大谷理事(代)
玄素理事(欠)	宇津理事(欠)
野村理事(欠)	井原理事(代)

2. 来賓挨拶

審議に入る前に理事会の来賓としてご出席をいただきました国土交通省水管理・国土保全局防災課 野田 徹 課長よりご挨拶を頂きました。

ご多忙にもかかわらず本協会行事へのご出席を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

3. 議事録署名人について

次の2名の方が選任されました。

- (イ) 副会長 佐々木賢一
(ロ) 理事 加藤 昭

4. 審議事項

- (1) 議案第1号 平成23年度事業報告の承認について
- (2) 議案第2号 平成23年度収支決算の承認について
(佐々木監事より監査結果報告)
- (3) 議案第3号 平成24年度事業計画(案)の承認について
- (4) 議案第4号 平成24年度収支予算(案)の承認

について

- (5) 議案第5号 役員の改選について
- (6) 議案第6号 賛助会員の入会について
- (7) 議案第7号 当協会の今後の方向性について
- (8) その他

5. 閉会



議長(陣内 孝雄 会長)



来賓挨拶(野田 徹 防災課長)



監査報告(佐々木 定男 監事)



理事会風景

別表 賛助会員の入会について

番号	団体名・代表者	本社等所在地
1	コンドーテック株式会社 代表取締役社長 菅原 昭	〒550-0024 大阪市西区境川2-2-90
2	株式会社ホクエツ関東 取締役社長 京野 昭三郎	〒339-0043 さいたま市岩槻区城南1-1-3

平成24年度「河川愛護月間」(7月1日～31日)について

～せせらぎに ほくも魚も すきとおる～

国土交通省水管理・国土保全局 HP より

国土交通省では、昭和49年から毎年7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。

本年度も、実施要綱(別添1)に基づき、各地方整備局等、都道府県、市町村が主体となって、地域住民、市民団体、河川愛護団体、関係行政機関等の協力を得て、「せせらぎに ほくも魚も すきとおる」を推進標語として、流域全体の良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進するとともに、国民の河川

愛護の意識の醸成を図ります。また、7月1日～7日を「河川水難事故防止週間」と定め、出前講座等により河川水難事故防止に関する啓発活動を行い、河川利用者の安全意識の向上を図ります。

併せて、河川愛護月間推進特別事業として絵手紙の募集を行うこととしております。(別添2:「河川愛護月間」絵手紙募集要領)

(別添1)

平成24年度「河川愛護月間」実施要綱

1. 目 的

この運動は、身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とする。

2. 期 間

平成24年7月1日(日)から
7月31日(火)まで

3. 主 催

国土交通省、都道府県、市町村

4. 後 援

内閣府、日本放送協会、一般社団法人日本新聞協会、
一般社団法人日本民間放送連盟

5. 協 賛

公益社団法人日本河川協会、公益財団法人リバー
フロント研究所、全国治水期成同盟会連合会、全
国水防管理団体連合会、(社)建設広報協議会、(財)河

川環境管理財団、(財)河川情報センター、(財)渡良瀬
遊水地アクリメーション振興財団、全国建設弘済
協議会

6. 運動の重点

- ・地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生
- ・地域社会と河川との関わりの再構築
- ・河川愛護意識の醸成
- ・河川の適切な利用の推進

7. 推進標語

「せせらぎに ほくも魚も すきとおる」

(平成22年「河川愛護月間」推進標語募集、最優秀賞作品)

8. 実施要領

河川管理者は、地域住民、市民団体、関係行政機関等と協力し、この月間中に、河川愛護の意識が広く国民の間で醸成されるよう、次に掲げる活動及び地域の実情に応じた多様な活動を積極的に展開するものとする。

- (1) 地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生



地域の歴史・文化等を教えることのできる「川の指導者」等の人材を育成し、それぞれの地域で子どもに対して川での遊び方を教える活動等を支援する。

ニ. 河川に関する地域住民等とのコミュニケーションの充実

河川は、地域の水循環の主軸で、地域の文化、風土等とのつながりを有している。このため、川や流域における「川の365日」の情報の積極的な提供に努め、関係機関や地域住民、市民団体等とのコミュニケーションの充実を図る。

(3) 河川愛護意識の醸成

イ. 河川についての広報活動の実施

報道関係機関等の協力を得て、積極的に河川に関する広報活動を行う。広報誌、折り込み、スライド、ポスター、ステッカー等を活用し、この月間の趣旨の地域住民、市民団体、河川利用者等への浸透を図る。

ロ. 河川愛護団体への支援等

河川愛護団体への支援に努め、必要に応じて表彰等の措置を講じ、河川愛護意識の醸成を図る。

なお、みどりの愛護功労者国土交通大臣表彰に推薦されるよう積極的に努めるものとする。

ハ. 各種行事の開催

7月7日が「川の日」であることも踏まえ、「川の日」と連携した講演会、シンポジウム、河川に関する写真、絵画、作文のコンクール等を積極的に開催するとともに、優秀な作品について表彰、展示を行う等により、河川愛護意識の醸成を図る。

(4) 河川の適切な利用の推進

イ. 関係行政機関が共同して河川のパトロールを実施する等、河川利用者等に対し河川の適切な利用



イ. 良好な河川環境の保全・再生

良好な河川環境を保全・再生するため、地域住民、市民団体等が主体となつて行う河川環境の保全・再生等に関する活動を積極的に支援する。

ロ. 河川の美化

月間中に「川のクリーン作戦」等を企画し、河川に関わる市民団体、町内会、関係行政機関等と協力しつつ河川美化を推進する活動を行うとともに、堤防、河川敷等に廃棄されたゴミの一斉清掃等を行う。

(2) 地域社会と河川との関わりの再構築

イ. 地域住民、市民団体等と協力した河川の点検等

すべての人々が親しみやすい河川空間にするため、地域住民、市民団体等と河川管理者が協力して、川へのアクセスや利用について点検する機会を設け、今後の川づくりに反映させる。

ロ. 水面の利用、川下り等

多くの河川で、カヌー、ボート、イカダ等による河川の水面利用が行われるようになっている。地域住民、市民団体等による河川の水面利用を体験する活動を支援するとともに、河川の水面利用の安全点検を河川利用者と河川管理者が協力して行う。

ハ. 川の指導者等の人材育成の支援

川に対する基本的な知識、川での様々な遊び、

に関する指導等を行う。
ロ. 地域において、住民の日常的な河川空間の利用が促進され、地域づくり、まちづくりにおいて活かされるよう関係機関との連携の強化を図る。
(5) 河川水難事故防止週間における啓発活動の実施

イ. 近年多発する河川水難事故を受け、7月1日から7日までを河川水難事故防止週間とする。
ロ. 出前講座の集中的な実施等による河川水難事故防止に関する啓発活動を行う等により、河川利用者に対し川を利用する際の安全意識の向上を促す。

(別添2)

「河川愛護月間」絵手紙募集要領

1. 目 的

「河川愛護月間（7月1日～7月31日）」における広報活動の一環として、平成16年度より同月間推進特別事業として様々な作品を募集してきました。平成24年度も、昨年に引き続き、絵手紙を小学生、中学生、高校生及び一般の方々を含め広く募集し、河川愛護意識の高揚を図ることとします。

2. 応募規定

① 募集内容

「川遊び～川での思い出・川への思い～」をテーマに、絵と文章を組み合わせて描いた絵手紙を募集します。

デザイン、彩色、画材は自由です。（写真は応募できません。）

② 応募資格

河川愛護月間の趣旨に賛同して頂ける方。年齢、性別、職業などの制限はありません。（応募できる作品は一人一作品です。）

③ 応募作品のサイズ

官製はがきサイズ（100mm×148mm）

④ 応募方法

応募作品の裏面に氏名、住所、電話番号のほか、小学生・中学生・高校生は学校名と学年を明記の上、下記送付先へ応募してください。（氏名、住所及び学校名にはふりがなを付けてください。）

※ご記入頂いた個人情報は、応募作品の審査に関する確認、審査結果連絡の目的以外には使用致しません。

⑤ 応募上の注意

- ・ 応募作品の使用・著作権は、国土交通省に帰属します。
- ・ 応募作品は、未発表のオリジナル作品に限ります。
- ・ 応募作品は、返却致しません。

⑥ 締め切り

平成24年9月24日(月)まで（当日必着）

3. 審査方法

水環境の専門家、マスコミ関係者、美術の専門家等で構成する審査会において審査を行い、入賞作品を決定致します。

4. 入選の発表

審査終了後に、入賞者に直接通知するとともに、国土交通省ホームページ、機関誌等にも掲載します。

5. 作品使用

優秀作品は、平成25年度「河川愛護月間」ポスター、チラシ等に使用するほか、「河川愛護月間」の推進に幅広く活用します。

6. 賞

最優秀賞（国土交通大臣賞）	1点
優秀賞（国土交通事務次官賞）	6点
優良賞（国土交通省水管理・国土保全局長賞）	8点
審査員特別賞	5点

7. 表 彰

主催者である国土交通省から賞状を、協賛団体から副賞を贈呈します。

8. 送付先・問い合わせ先等

(送付先)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局治水課内
「河川愛護月間」絵手紙募集係

(問合せ先等)

国土交通省水管理・国土保全局治水課管理係
03-5253-8111（内線 35663）

HP アドレス

<http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>

《各県コーナー》

愛知県の自然災害の状況と災害対策

.....愛知県建設部砂防課企画・防災グループ

1. 愛知県の地形・地質・気候

(地形)

愛知県は日本のほぼ中央に位置しています。面積は5,164km²で、県の东北部には、長野県境にある茶臼山（標高1,415m）を頂点とする三河高原が広がっています。さらに赤石山脈の流れをくむ標高500m前後の山地が広がっています。

これら东北部のうち、豊川から猿投山までの間に各所に平坦な部分を持つ隆起準平原が広く分布しています。

西北部から南部にかけては、木曾川、庄内川によって作られた濃尾平野が広がっています。さらに矢作川周辺には西三河平野が広がり、豊川付近には東三河平野が分布しています。特に濃尾平野南部は、海拔ゼロメートル地帯が広く分布しており高潮・洪水被害の危険性の高い地域となっています。

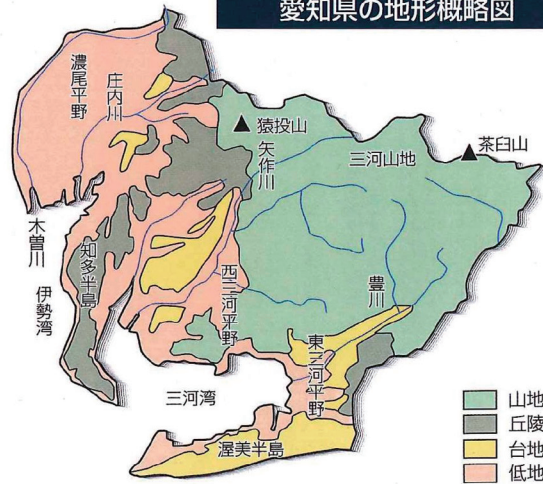
南部には知多半島、渥美半島が飛び出しており、その間に、三河湾があります。知多半島と三重県の間には伊勢湾があり、折れ曲がった海岸線が形成されています。

(地質)

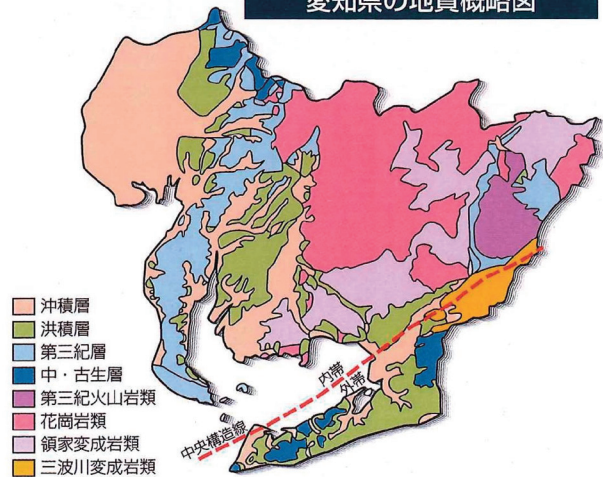
木曾川、矢作川、豊川の河口には、第四紀の沖積層からなる平野が広がりますが、この地域は未固結の堆積物からなり、地質的には弱いものとなっています。尾張東部から知多半島にかけては第三紀層からなる丘陵地帯があり、この部分の岩石は地下水などの作用で粘土になりやすいため、地すべりが起こりやすくなっています。

三河東部には、天竜川と豊川沿いに中央構造線があります。これは西南日本を内帯と外帯に分けており、内帯にあたる西北部は領家変成岩と花崗岩からなり、外帯にあたる南東側山地は渥美半島にかけて、三波川変成岩と中・古生層からなっています。

愛知県の地形概略図



愛知県の地質概略図

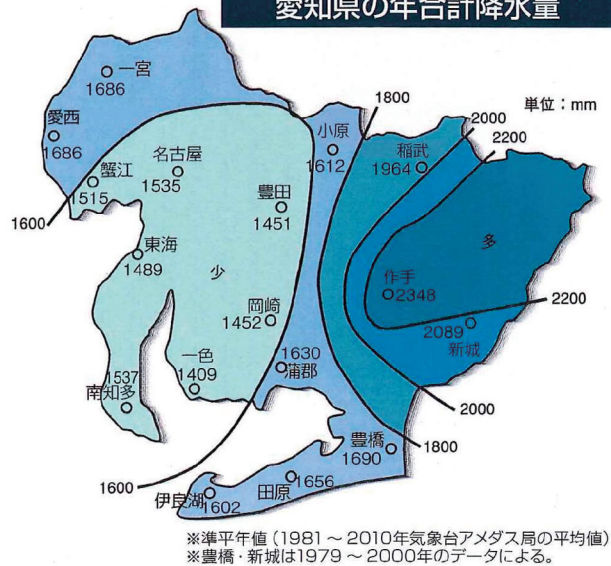


(気候)

渥美半島や知多半島などの南部では、穏和な気候になっていますが、北東部の山間地方では、冬の冷え込みが厳しくなっています。また北西部では、日本海まで120~160kmと近いため、寒い時期には季節風によってしばしば雪が降ることもあります。

《各県コーナー》

愛知県の年合計降水量



気温を見ると山間部と平地では、平均3～4℃の差があります。しかし標高200m以下の部分では、標高差よりも海からの影響の方が大きいよう

です。降水量は標高が高いところほど多い傾向にありますが、気温の差ほどはっきりしていません。県内の山岳地方では、冬の季節風によって大雪が降ることはあまりありませんが、暖かい時期には雨量が多くなります。これは暖かく湿った気流が山の斜面にあたって地形性雨量となるからです。

愛知県に災害をもたらす異常気象は、主に台風による豪雨や梅雨前線・秋雨前線による大雨と言えます。

2. 愛知県の自然災害

2-1 過去の自然災害

愛知県の過去の自然災害は、地震による災害として明治24年の濃尾地震、昭和20年の三河地震などが代表され、風水害による災害としては、昭和34年9月の伊勢湾台風による高潮災害、昭和47年7月の集中豪雨による土砂災害、平成12年9月の東海豪雨災害など甚大な被害が発生しています。

① 地震による災害

年月日	名称 (地震の規模)	被害の状況
明治24年10月28日	濃尾地震 (M8.0)	<ul style="list-style-type: none"> ・死者 2,638名 ・家屋全壊 85,511棟 ・家屋半壊 55,655棟
昭和19年12月7日	東南海地震 (M7.9)	<ul style="list-style-type: none"> ・死者・行方不明 438名 ・家屋全壊 16,532棟 ・家屋半壊 35,298棟
昭和20年1月13日	三河地震 (M6.8)	<ul style="list-style-type: none"> ・死者 2,306名 ・家屋全壊 16,408棟 ・家屋半壊 31,679棟

被害の状況は愛知県分のみ。
 地震の規模は理科年表による。

《各県コーナー》

② 風水害による災害

年月日	種別（名称）	被害の状況
昭和28年9月25日	暴風雨・高潮 （台風13号） 最大風速 22.6m/s 総雨量 178.1ミリ	・死者 72名 ・行方不明 3名 ・負傷者 1,711名 ・家屋全壊 1,477戸 ・床上浸水 31,801戸
昭和34年9月26日	暴風雨・高潮 （伊勢湾台風） 最大風速 37.0m/s 総雨量 165.7ミリ	・死者 3,168名 ・行方不明 92名 ・負傷者 59,045名 ・家屋全壊 23,334棟 ・床上浸水 53,560棟 ・被害額 3,224億円
昭和47年7月12から13日	集中豪雨 （47.7豪雨）（台風6号） 総雨量 289ミリ （458ミリ（藤岡町））	・死者 64名 ・行方不明 4名 ・負傷者 112名 ・家屋全壊 271棟 ・床上浸水 2,075棟 ・被害額 302億円
昭和51年9月8から13日	集中豪雨 （51.9豪雨）（台風17号） 総雨量 422ミリ （682ミリ（一宮市））	・死者 1名 ・負傷者 37名 ・家屋全壊 14棟 ・床上浸水 13,488棟 ・被害額 378億円
平成3年9月18から19日	台風18号 総雨量 242ミリ （316ミリ（南知多）） ・名古屋市北区、緑区、天白区、 春日井市に災害救助法適用	・死者 2名 ・負傷者 1名 ・家屋全壊 2棟 ・床上浸水 3,713棟 ・被害額 60億円
平成10年9月21日から23日	台風7・8号 最大風速42.6m/s 総雨量67.5ミリ （78.5ミリ（伊良湖））	・死者 3名 ・負傷者 151名 ・家屋全壊 8棟 ・床上浸水 8棟 ・被害額 33億円
平成12年9月11日から12日	東海豪雨 （12.9豪雨） 総雨量 567ミリ （589ミリ（東海市）） ・名古屋市を始め21市町に災害 救助法適用	・死者 7名 ・負傷者 107名 ・家屋全壊 18棟 ・床上浸水 22,078棟 ・被害額 2,800億円

被害の状況は愛知県分のみ。

風速・総雨量は、特記がないものは名古屋市での記録。

《各県コーナー》

3. 愛知県における近年の公共施設災害の状況

3-1 近年の災害発生件数、災害査定決定金額

(金額の単位：千円)

発生年	県工事		市町村工事		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成12年	864	15,592,166	453	3,667,355	1,317	19,259,521
平成13年	114	1,406,626	43	188,657	157	1,595,283
平成14年	18	375,826	15	65,829	33	441,655
平成15年	73	791,862	67	398,083	140	1,189,945
平成16年	103	2,521,677	73	372,839	176	2,894,516
平成17年	4	26,020	0	0	4	26,020
平成18年	14	169,241	1	24,059	15	193,300
平成19年	16	383,883	8	38,988	24	422,871
平成20年	59	851,434	13	184,255	72	1,035,689
平成21年	20	255,303	8	20,416	28	275,719
平成22年	21	158,844	4	61,737	25	220,581
平成23年	120	1,774,265	30	159,141	150	1,993,406

※国庫負担対象額、名古屋市分を除く

3-2 平成23年災害の概要

本県については、5月27日から30日にかけての「台風2号」、7月18日から20日にかけての「台風6号」、8月22日から23日にかけての「豪雨」、9月2日から5日にかけての「台風12号」、

9月19日から21日にかけての「台風15号」、11月19日の「豪雨」の計6回の異常気象により、県と市併せて150箇所で19億3,300万円余の被害額となっています。

異常気象	発生年月日	県工事		市町村工事		合計	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額
台風2号及び豪雨	5/27～ 5/30	7	42,576	0	0	7	42,576
台風6号及び豪雨	7/18～ 7/20	37	551,795	10	66,529	47	618,324
豪雨	8/21～ 8/23	1	9,360	0	0	1	9,360
台風12号及び豪雨	9/2～ 9/5	1	8,974	0	0	1	8,974
台風15号及び豪雨	9/19～ 9/21	72	1,135,816	19	90,317	91	1,226,133
豪雨	11/19	2	25,744	1	2,295	3	28,039
計		120	1,774,265	30	159,141	150	1,933,406

《各県コーナー》



平成23年9月台風15号による災害：一般国道301号
(新城市豊栄地内)

4. 愛知県の災害対策

愛知県では、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法並びに愛知県地域防災計画に基づき、愛知県がその所掌する事務又は業務について防災に関し必要な体制を確立するとともに、災害予防（地震災害に関する警戒宣言発令等に伴う対応を含む。）、災害応急対策、災害復旧その他災害対策に関し執るべき措置を定めることにより、総合的かつ能率的な防災行政の推進を図り、もって県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として「愛知県災害対策実施要綱」を策定し実施しておりますので、その内容を以下により紹介します。

4-1 愛知県災害対策実施要綱の内容【抜粋】

(基本方針)

災害対策の基本は、「災害を予防し」、「事に臨んで対処し」、「事後の復旧に努める」ところにある。

このため、愛知県防災会議が作成する県地域防災計画の定めるところにより、これらの防災施策について、総合的かつ計画的な実施を図るものとする。

① 災害予防

災害予防は、災害対策の最良の策であり、その方策としては災害発生原因の制御と防災環境の整

備の二方法があるが、前者については、関係機関等の努力に期待しつつ、後者に重点を置き、県行政運営の指針である県地域防災計画に基づいて、県の地域保全事業等防災に関する各事業を促進し、防災業務施設、設備の整備に努めるとともに、防災組織の整備、防災に必要な物資及び資機材の備蓄、防災訓練その他災害が発生した場合における対策の支障となるべき状態の改善等を図る。

② 災害応急対策

災害応急対策の迅速、的確な実施を図ることは、当面最も重要な課題であり、災害時における県、市町村を始めとする防災関係機関の各種の措置は、有機的連携のもとに、強力かつ総合的な実施が要請される。このため、災対法第23条の規定に基づき、愛知県災害対策本部を設置し、災対法、愛知県災害対策本部条例及び愛知県災害対策本部要綱の規定するところにより、各部局は、それぞれ災対本部の組織として、災害情報の収集及び伝達、水防その他の応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生の防御又は拡大の防止のための各種措置を図る。

③ 災害復旧

社会秩序を回復し、民生の安定、被災者の復興意欲の振興及び再度災害の防止のため、施設等の復旧事業の迅速適切化を図るとともに、各種災害金融措置及び災害復旧に要する経費負担の効率化及び適正化を図る。

(要綱の構成内容)

防災上、当面最も重要な課題である「災害応急対策」に重点を置き、以下のように構成する。

なお、東海地震の予知の実用化という事態に対応できるよう、東海地震関連情報の発表に伴う防災活動態勢及び防災活動について構成する。

また、被災地域を支援するために設置する支援対策本部の組織、運営について構成している。

○防災活動態勢

各部局が防災に関し、何をすべきか、また、その役割をいかに果たすべきかを明確にするとともに、災対本部及び非常配備など、防災活動態勢の整備に必要な事項を定める。

《各県コーナー》

- ・各部署において処理すべき防災に関する事務又は業務
- ・非常配備
- ・愛知県災害対策本部

○防災活動

災害対策実施の立場から災害応急対策、災害復旧及び災害予防のそれぞれについて、統一的処理を必要とするもの又は各部署相互の連絡調整を図る必要のあるものなど、その処理ないし活動基準を定め、防災活動の迅速、適切化を図る。

- ・災害応急対策
- ・災害復旧対策

○東海地震に関連する情報の発表に伴う防災活動態勢及び防災活動

東海地震に関連する情報の発表に伴い、各部署が防災に関し何をすべきか、また、その役割をいかに果たすべきかを明確にするとともに、警戒本部など防災活動態勢の整備並びに地震防災応急対策等について、各部署相互の連絡調整を図る必要のあるものなど、その処理ないし活動基準を定め、防災活動の迅速、適切化を図る。

- ・各部署において処理すべき東海地震に関連する情報の発表に伴う防災に関する事務又は業務
- ・東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応処置
- ・東海地震注意情報発表時の対応措置
- ・愛知県地震災害警戒本部
- ・警戒宣言発令に伴う地震防災応急対策

○被災地域支援活動態勢

愛知県以外の地域において大規模な災害が発生した場合に、全庁的に果たすべき役割を明確にするとともに、被災地域支援対策本部など、被災地域支援活動態勢の整備に必要な事項を定める。

- ・先遣職員の派遣
- ・各部署における支援に関する業務
- ・愛知県被災地域支援対策本部

5. おわりに

今回、月刊防災への寄稿の話を頂き、当初は本県の防災体制又は防災に関して取り組んでいる研修について原稿を作成しようと思いましたが、その詳細な内容をまとめることができずに上記のような内容になったことをお詫びいたします。

ただ、原稿作成にあたって今後予想される東海・東南海・南海地震の3連動地震や地球温暖化に伴う巨大台風・集中豪雨などの激甚災害にも対応できる防災体制の確立が急務な今日、地域防災計画、水防計画などの防災計画を確実に実行する各行政組織・所属担当者の日頃の訓練や技術力の継続性が求められていることを改めて感じた次第であります。

しかし、昨今の技術者のとりまく環境は、ベテラン職員の大量定年退職に加えて職員の定数削減など技術力継承という観点で厳しい状況と言えるため、これまでと違った訓練や研修を行うことが必要と思われまます。

本県の公共土木施設災害を担当者として、現在実施している県職員を対象とした実地査定設計書作成を含む研修を始め、県内市町村職員を対象とした講習会をより拡充することが必要と思われまますので、今後も月刊防災を始めとする機関誌などを通じて参考となる情報を収集し役立てたいと考えております。



市町村職員を対象とした災害講習会

防災課だより

人 事 異 動

〔水管理・国土保全局関係人事発令〕

△平成24年6月18日

氏 名	新 所 属	備 考
水野 雅光	国土技術政策総合研究所企画部長	大臣官房付

△平成24年6月19日

長井 義樹	派遣（エチオピア連邦民主共和国）	大臣官房付
-------	------------------	-------

△平成24年6月30日

桑島 偉倫	辞職（（独）水資源機構本社ダム事業部付）	大臣官房付（復職（（財）国土技術研究センター調査第一課部長））
佐々木一英	辞職（（独）水資源機構本社ダム事業部次長）	大臣官房付（中部地方整備局企画部長）
宮原 慎	辞職（日本下水道事業団九州総合事務所次長（兼PM室長））	大臣官房付（辞職（岡山市下水道局長））
南山 瑞彦	辞職（岡山市下水道局長）	大臣官房付（辞職（（独）土木研究所つくば中央研究所水環境研究グループ上席研究員））
益山 高幸	辞職（（独）水資源機構）	河川環境課流水管理室課長補佐

新刊ご案内

平成24年7月中旬発刊予定

災害復旧工事の設計要領(平成24年版)

B5判 約1,120頁 上製本 頒価5,900円(消費税込み) 送料協会負担

「災害復旧工事の設計要領」(通称「赤本」)は、昭和32年に初版を発行して以来、平成24年版で56版を数えることとなります。

その間には、請負工事への転換、機械施工の進展、新工法・新技術の開発、電算化への移行等社会情勢の変化とともに、その都度内容の改正を行ってまいりました。

災害復旧事業は、被災後速やかに復旧することが事業に携わる者の使命であり、このためには、災害査定設計書を迅速かつ適確に作成する必要があります。

災害査定用歩掛は、文字通り災害査定設計書を作成するための歩掛であり、実施計画書との乖離が生じないようにとの配慮から、平成5年7月より土木工事標準歩掛に準拠したものとなっています。土木工事標準歩掛は、施工形態の変動への対応及び歩掛の合理化・簡素化の観点からの歩掛の改正・制定が毎年行われています。平成24年度の災害査定用歩掛の主な改正点は次のとおりです。

〔主な改訂内容の概要〕

(1) 歩掛について

災害査定用設計歩掛が準拠している土木工事標準歩掛(国土交通省)において、平成24年度は「鋼管・既製コンクリート杭打ち」など8工種の歩掛見直し等が行われた。

(2) 建設機械等損料の改正

建設機械等損料等の見直しが行われた。

(3) 間接工事費について

現場管理費率式の見直しが行われた。

また、共通仮設費、現場管理費の間接工事費率の大都市補正について、適用地区に川口市、草加市、八王子市、静岡市が追加された。

会員だより

「海岸災害復旧業務を 振り返って」

千葉県県土整備部
海匝土木事務所建設課 技師
佐久間 奏衣^{かなえ}



とある飲み会での一コマ

1. はじめに

千葉県海匝土木事務所建設課の佐久間奏衣と申します。私は平成19年度に入庁して3年間他事務所にて道路維持を経験し、現在の事務所に配属となり初めて海岸事業に携わりました。

災害復旧については、入庁初年度に経験させていただいたのですが、先輩方に教わりながら何とか復旧出来たという体であったため、現場担当者として災害復旧業務に携わったのは今回が初めてであったと言えます。

今回、このように経験が浅い私に寄稿の依頼を頂き、何を述べればいいのか不安が尽きませんが、災害業務に従事した昨年度の経験を述べたいと思います。

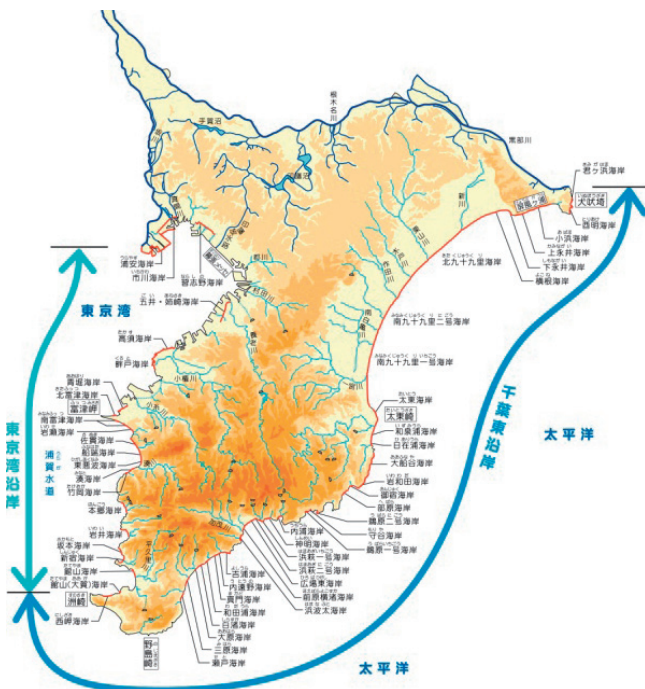


図-1 千葉県の海岸

2. 地域概要

千葉県は河川及び海岸で囲まれ県境が全て水であるという特徴があります。さらに、本県の海岸線は県周の約7割を占め延長約531kmあり、このうち約182kmが国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸となっています。また、この海岸線は地形、海象などの状況から、旧江戸川河口部の浦安市から館山市洲崎までの東京湾沿岸と洲崎から銚子市の茨城県境までの千葉東沿岸の2つの沿岸に区分されます。

当事務所が管理する海岸線は千葉東沿岸に含まれる九十九里海岸の一部で、旭市と匝瑳市の2市にまたがります。サーフィン等のマリンスポーツや、ハマグリ漁等の漁業が盛んです。

しかしながら、昔から浸食被害が著しく様々な浸食対策が講じられてきた歴史があり、現在は旭市の北九十九里海岸と匝瑳市の野手海岸にて浸食対策の一環としてヘッドランドを施工しています。

3. 被災状況と復旧

私が現在担当している災害復旧現場は、前述のとおり長期的な汀線変化は後退傾向にあります。これに追い打ちをかけるように平成22年12月3日に最大平均風速(10分間平均)18.8m/s、最大潮位T.P.+0.59m、最大有義波高4.54mという波浪を受けたことにより、海底地盤の低下と汀線後退が生じ、砂丘堤の決壊となりました。

汀線後退が生じてからの砂浜の変化は凄まじく、応急対応の手配を整えている間にも汀線は見ると後退し、一晩のうちに5mも浸食され緩傾斜護岸の小口止めが転倒した程です。この様な波浪による被害を目の当たりにしていても有効な応

会員だより



写真-1 被災前状況（匝瑳市川辺）



写真-4 被災前状況（匝瑳市野手）



写真-2 汀線の後退（匝瑳市川辺）



写真-5 緩傾斜護岸の崩壊（匝瑳市野手）



写真-3 緩傾斜護岸小口止めの転倒（匝瑳市川辺）



写真-6 海へ落下数秒前（匝瑳市野手）

急対応の手立てが無く、危険箇所周知、立入防止措置を直ちに行い、経過を観察していました。

最終的に現場が落ち着いたのは波が落ち着いた時で、安堵と同時に自然の脅威を感じました。

災害であることを認められてからの、査定へ向けた準備は慌ただしかったように思います。この

時は担当者として実務を行っている先輩方の指示を受けながら手伝いをするという状況で、主に被災状況写真撮影のためのポール持ちを行っていました。この時に、今思い返せばヒヤリとすることがあります。

ポール横断撮影のために緩傾斜護岸を移動して

会員だより

いる際に足を滑らせ海へ滑り落ちる、ということが2回ほどあったのです。幸いにも波に打ち上げられる形で護岸を登ることが出来ましたが、12月の海は寒かったです。

新年を迎え平成23年1月7日に受けた平成22年3次査定では復旧工法の変更が生じたため、査定額がなかなか決定しませんでした。しかし、3次査定の申請は当事務所の2箇所のみだったため、ここで事業採択をいただかなければならず、初日は泊まりがけで修正を行い、2日目は深夜まで全員死に物狂いで修正していました。

この先輩方の姿を見ていたからこそ、この2カ月後に訪れた震災の対応や、1年後に迎えた増破による災害査定が乗り切れたのだと思います。

4. 着工後の現場状況変化

災害査定と工事発注の段取りがようやく終わった平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、これによる津波が管理海岸全域を襲いました。

この津波災害は本県に過去最大の被害をもたらし、当事務所の管理海岸における人的被害は死者12名、行方不明者1名、施設等被害は家屋倒壊等が約2,200棟、公共施設災害が49箇所、決定金額1,487百万円と未曾有の大災害となりました。

この大災害発生時、私はパトロール等現場へは行かず、事務所で連絡・報告要員として次々に入ってくる被害情報の整理と報告に追われ、2カ月前の災害現場のことなど頭から抜け落ちていました。

数日後に津波警報が解除され、ようやく海岸へ近付けるようになったので海岸パトロールを行うと、津波高7.6mが観測された箇所では離岸堤の消波ブロックが散乱しているという状況でした。

既に査定が完了していた風浪災の箇所は、増破が若干見受けられたのですが、増破箇所の復旧に要する費用は限度額未満であるという判断のもと、震災被害の査定準備を進めながら復旧工事の発注準備を急ぎました。

震災による平成23年2次査定が完了した6月下旬に風浪災の復旧工事に着手したのですが、早々に予期しない事態に直面しました。



写真-7 護岸背後地の土砂が流出し、地盤高低下 (匝瑳市川辺)



写真-8 護岸背後施設の散乱 (匝瑳市野手)

陸上からは判断できなかったのですが、津波により海底地盤が1m近く下がっていたのです。これにより、仮設の締切鋼矢板は根入れ長が不足する状態となったのですが、当然危険な方法で施工を進めるわけにはいきません。主務課と協議した結果、「仮設の変更が施工上必要であり、変更金額が1千万円以上となるため国土交通省水管理・国土保全局防災課と変更協議を行う。」という運びになりました。

変更協議案件としたものの、早期復旧が求められている災害復旧現場であるうえ、施工を中止している間に増破の危険もあるため、変更協議と並行し手戻り及び事故が無いよう施工を進めるよう努めました。

仮設の締切鋼矢板を変更しているさなか、次に直面したのは排水ポンプの能力不足でした。嵐の日でも鋼矢板に当たった波が跳ね上がり締切内へ落

会員だより

下してくるため、いくら締切内を排水しようとも太平洋の水を循環させているだけで締切内の水位は一向に下がらず、締切内の水位の方が高いという日までありました。

必要台数を検討した結果、この排水ポンプについても変更協議対象となりました。

しかし、排水ポンプを増やし干潮時刻を狙ったとしても太平洋沖に低気圧が通過しただけで海が荒れ作業を行うことが出来ないため、7月から9月にかけての稼働率は45%程度と最悪の状況でした。

一向に作業が進まず工期延期の協議を進めようとしていた最中、トドメとばかりに直面したのが台風15号による増破でした。

平成23年9月20日から21日にかけて、台風15号が通過。これにより緩傾斜護岸と管理用通路が被災し、変更協議中であった仮設等を含めて災害申請



写真－9 越波状況（匝瑳市川辺）



写真－10 排水能力不足により締切内の水位上昇
（匝瑳市野手）

をすることとなりました。

この増破という災害査定において最も苦労したのが、前災の出来高、未施工箇所、増破箇所の整理でした。というのも、「増破の査定というのは、前災決定工事費に新たな災害による必要工事費が追加されるだけだ」と思い込んでおり、増額変更設計書を作成するのと同じで簡単に出来るだろう、と考えていたのです。この時の自分に対し「もっと必死になれ」と説教をしたいです。

なお、当該箇所のような施工中の増破については、新たな災害の発生した時点における前災の既施行及び着手済みの出来高計算をし、これを前災の決定工事費から控除したものが内未成額となり、新たな災害に対する決定工事費は内未成額と新たな災害による必要工事費の合計となります。このため、前述したとおり前災の出来高、未施工箇所、増破箇所の整理が必要となるのです。

増破箇所の整理で困難だったのは、増破箇所の測定でした。前災の被災延長が縦断方向へ延びるのではなく、前災被災箇所中の天端コンクリートや管理用通路が点々と被災しているため、どこが前災でどこが増破なのか担当者自身が混乱していました。

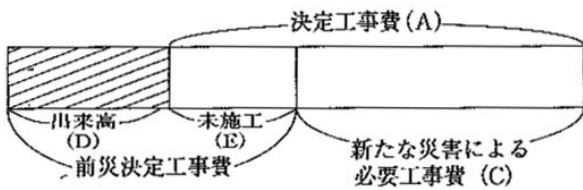
増破による災害査定箇所は2件あり、平成23年12月5日、6日に平成23年7次査定を受けたのですが、この災害査定で大失態をおかしました。

大失態は初日の現地査定から始まります。増破箇所を測定し準備万端で臨んだつもりが、現地査定で被災延長を測定したところ、被災延長が申請よりも長かったのです。査定準備を進めている2カ月の間に被災箇所が拡大していたのです。幸いにも、延長の変更については申請変えをしてもよいという判断を査定官から頂き、査定官と共に現地を測定しその結果を持って申請変えをさせて頂きました。

翌日にも査定を控えていたのですが、申請変えの設計書及び図面の修正に追われ一睡もすることなく2日目の査定を受けました。

ここでの反省点は、修正を確認するために1時間でも睡眠をとるべきであったということです。眠い頭で確認を繰り返したつもりです。結果的には見落としだらけで、翌日の机上査定では凡ミス

会員だより



決定工事費 $A=C+E$
 内未成額 $E=B-D$
 (内転属額)

図-2 前災が工事中の増破について
 (災害手帳の手引きより)

が多数あったのです。ミスの多さにパニックになった私に対し、査定官と一緒に前災と増破箇所の塗り分けをして下さるといふ本当に情けない経験となりました。

当然、この日のうちに朱は入らず2日目の実地査定と共に次の査定会場へと持ち越しとなりました。

もう絶対に凡ミスはしない。と意気込んで修正作業にあたった徹夜2日目。朝一で検算をして頂かないと間に合わないという強迫観念が強かったのか、人間2日寝なくても死なないと自分自身に言い続けていました。人生経験30年弱の若輩者ですが、ここまで必死になったのは初めてのことでした。

次の査定会場へは先輩が運転する車に乗って移動したのですが、気が付いたら当事務所から約42km離れた会場でした。所長車はとても寝心地が良かったです。

追いかけて行った先でも幾つか至らない点がありましたが、無事に朱を入れて頂きました。

5. 現在の状況

失態だらけの増破査定の実施設計書を作成した際にも主務課の方々等に様々なご迷惑をおかけしましたが、施工業者の努力と協力もあり現場は滞りなく進めることが出来ました。

汀線後退が著しく小口止めが転倒した匝瑳市川辺の現場は、既に増破箇所も施工が完了しており供用しています。災害復旧にて建造した護岸により汀線後退は食い止められており、海岸線を愛犬とともに散歩を楽しむ方も見受けられます。

緩傾斜護岸が広範囲にわたり崩壊した匝瑳市野手の現場は、復旧延長の約3分の2が完成し、7月末には全て完成する予定です。

この他、地震による災害箇所も6月末には全て完成予定です。

6. おわりに

昨年度の1年間で、海岸災害という刻々と現場状況が大きく変化するという貴重な現場と、増破の災害申請というまたとない機会を経験することができ大変勉強になりました。

また、無事に災害査定を終え施工を完了することが出来たのも、査定官を始め多くの方々のご指導があったことだと感じております。ご指導くださいました関係各位の皆様方にこの場をお借りしてお礼申し上げます。

今後は、早期復旧はもとより津波対策事業という復興事業を早期完成出来るよう励んでいきたいと思っております。



写真-11 被災した小口止めの復旧と再度災害防止のための護岸 (匝瑳市川辺)



写真-12 復旧工事が3分の2完了 (匝瑳市野手)

協会だより

平成24年度「災害復旧技術専門家派遣制度」の活用状況

平成24年度の「災害復旧技術専門家派遣制度」活用状況は平成24年6月15日現在で、別紙-1のとおり、

9機関から延べ日数で18名の方の派遣要請がありました。(派遣済み・派遣予定含む)

別紙-1 平成24年度 災害復旧技術専門家 派遣実績 一覧表

(平成24年6月15日現在)

No.	専門家名	派遣先	派遣月日	派遣要請概要				備考
				被災要因 (派遣目的)	被災箇所 (派遣先所在地)	箇所数	主な工種	
1	脇田 政一	鹿児島県土木部	4月16日～ 4月17日	土木施設災害対策研修	鹿児島県奄美市	1	災害復旧事業 及び復旧工法	派遣済み
			5月11日		鹿児島県鹿児島市	1		
2	横田 悦治	鳥根県土木部砂防課	5月23日	災害研修(技術)	鳥根県益田市	1	災害査定の留意点 他	派遣済み
	櫻 隆之		5月30日		鳥根県川本町	1		
	塚本 隆富		5月31日		鳥根県松江市	1		
3	神山 康	静岡市	5月31日	災害査定実務研修	静岡県静岡市	1	災害査定の留意点	派遣済み
4	大塚正登志 川村 治	(財)北海道建設技術センター	5月31日	災害復旧技術講習会	北海道札幌市	1	災害復旧工法	派遣済み
5	金内 剛	東北地方建設局企画部	6月7日	災害査定技術セミナー	宮城県多賀城市	1	災害復旧工法	派遣済み
6	目黒 信雄	(社)北陸建設弘済会	6月20日	災害復旧事業技術講習会	石川県金沢市	1	災害復旧工法	派遣予定
7	大塚正登志 川村 治	北海道開発局	6月26日	災害査定研修	北海道札幌市	1	災害復旧事業 及び復旧工法	派遣予定
	江崎 國夫 芳賀 敏二		6月27日					
8	小野 重充 下田 和美	(財)高知県建設技術公社	7月10日	災害復旧事業技術講習会	高知県高知市	1	災害復旧工法	派遣予定
9	小林 豊	(社)関東建設弘済会	7月24日	災害復旧事業技術講習会	東京都台東区	1	災害復旧工法	派遣予定

要請機関 9機関 派遣回数 9回・12箇所 延べ派遣者日数 18名

平成24年度 災害復旧技術専門家の活動状況



島根県土木部：災害研修 1



島根県土木部：災害研修 2



静岡市：災害査定研修 1



静岡市：災害査定研修 2



北海道開発局：災害査定研修



北陸建設弘済会：災害復旧事業技術講習

協会だより

平成24年度「水防専門家派遣制度」活用状況

平成24年度の「水防専門家派遣制度」活用状況は
平成24年6月15日現在で、別紙-1のとおり、15機

関から延べ日数で32名の方の派遣要請がありました。
(派遣済み・派遣予定含む)

別紙-1 平成24年度 水防専門家派遣実績 一覧表

(平成24年6月15日現在)

No.	派遣要請機関	派遣目的	派遣場所	派遣要請日	派遣者数	水防専門家名	備考
1	鳥取県県土整備部河川課	水防工法講習会	鳥取県倉吉市 (天神川左岸河川敷)	24.5.13	4名	永田 瑞穂、福田 洲夫	派遣済み
2	北海道開発局札幌開発建設部	水防公開演習	北海道岩見沢市 (河川防災ステーション)	24.5.15 及び 6.15~16	1名	佐藤 明正	派遣済み
3	北陸地方整備局信濃川河川事務所	水防演習	新潟県長岡市 (信濃川右岸河川敷)	24.5.20 及び5.27	1名	植木 英仁	派遣済み
4	兵庫県県土整備部河川整備課	水防技術講習会	兵庫県三木市 (県立広域防災センター)	24.5.24	2名	裕永 正光、福井 保	派遣済み
5	中国地方整備局出雲川河川事務所	水防演習	鳥根県雲南市 (斐伊川左岸河川敷)	24.5.26	1名	江角 俊明	派遣済み
6	滋賀県土木交通部 流域政策局	水防研修会	滋賀県守山市 (ラフォーレ琵琶湖)	24.5.26 ~27	2名	裕永 正光、福井 保	派遣済み
7	東北地方整備局河川部	水防技術競技大会	山形県南陽市・川西町 (最上川右岸河川敷)	24.5.27	3名	井上 博泰、浦部 康悦 佐藤 努	派遣済み
8	(財)秋田県消防協会湯沢市 雄勝郡支部	水防訓練	秋田県湯沢市 (皆瀬川左岸河川敷)	24.5.27	1名	高橋 富男	派遣済み
9	埼玉県比企郡川島町	水防訓練	埼玉県比企郡川島町 (越辺川左岸堤防)	24.5.27	1名	茂木 弘	派遣済み
10	北陸地方整備局金沢河川 国道事務所	水防工法技術研究会	石川県能美郡川北町 (取手川右岸)	24.5.29	4名	本田 武、井上 明寛 中田 進、野沢	派遣済み
11	秋田県横手市	水防訓練	秋田県横手市 (雄物川右岸河川敷)	24.6.9	2名	浦部 康悦、黒沢 宇一	派遣済み
12	秋田県秋田市	水防訓練	秋田県秋田市 (雄物川右岸河川敷)	24.6.10	2名	浦部 康悦、黒沢 宇一	派遣済み
13	兵庫県豊岡市	水防工法訓練	兵庫県豊岡市 (円山川防災センター)	24.6.10	1名	裕永 正光	派遣済み
14	北海道開発局網走開発建設部	水防技術講習会	北海道北見市 (常呂川北見水防拠点)	24.6.27	1名	葛西 正喜	派遣予定
15	北海道開発局旭川開発建設部	水防技術講習会	北海道中川郡美深町 (手塩川右岸河川敷)	24.7.22	1名	出蔵 聡	派遣予定

派遣回数：15回 派遣機関：15機関

延べ派遣者日数：32名

新刊ご案内

平成24年5月発刊

実務上手放せない本書をぜひお手元に一冊！

災害復旧実務講義集（平成24年度版）

A4判 400頁 頒価4,000円（消費税込み）送料協会負担

内容案内

- ・最近の自然災害と防災上の課題と対応について
- ・災害復旧における環境への取組について
- ・災害採択の基本原則について
- ・災害復旧事業の技術上の実務について
——設計積算と工事実施——
- ・災害査定の留意点について
- ・改良復旧事業の取扱いと事業計画策定について
- ・災害事務の取扱いについて
 - I 災害復旧制度の概要
 - II 災害報告
 - III 災害事務の管理
 - IV 国庫負担率の算定事務
 - V 災害復旧事務の予算
 - VI 改良復旧事業等に対する補助制度
 - VII 災害復旧事業費の精算と成功認定
- ・平成23年7月新潟・福島豪雨に伴う改良復旧事業について
——新潟県土木部河川管理課——
- ・平成23年台風12号に伴う土砂災害等について
——奈良県土木部砂防課——
- ・東日本大震災に伴う仙台市下水道の復旧・復興に向けた取り組み
——仙台市建設局下水道計画課——

図書ご案内

平成20年5月発刊

写真と映像で学べる DVDビデオ付 『水防工法の基礎知識』

A4判 83頁 カラー印刷 頒価2,800円（消費税込み）送料協会負担

突然洪水などが起きた時、人命や財産を守るため、その地域に住んでいる人々が被害を最小限に食い止めようとすることを水防活動といいます。状況に応じて、最適な水防工法を実施します。

本書では、水防に欠かせない『ロープワーク』『準備工』『水防工法』の基礎に加え、『水防技術の応用』や『くらしへの応用』など、一般・家庭にも役立つ技術を紹介しています。さらに、本書の内容をそのまま映像化したビデオ（DVD）も添付いたしました。水防工法の習得・研鑽に最適な教材と確信しております。

水防工法の基礎知識内容案内

ロープワーク

水防工法

くらしへの応用

準備工

水防技術の応用

〈資料〉

詳細については、(社)全国防災協会ホームページの出版図書案内をご参照下さい。

平成24年 発生主要異常気象別被害報告

平成24年 6月15日現在 (単位：千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道	1 <1>	20,000 <23,000>			1	70,000	26	626,200							89	2,375,000	117 <1>	3,991,200 <23,000>
青森	1	23,000	8	71,000													199	3,079,941
岩手			51	1,151,300													639	11,972,300
宮城			148	1,563,538													460	7,836,033
秋田	<8>	<778,000>													(1)	(6,000)	<8>	<778,000>
	15	2,346,000			3	430,000	9	124,000							1	6,000	28	2,906,000
山形	<3>	<490,000>													27	432,279	541 <3>	<490,000> 10,406,246
福島	12	1,561,000	40	524,000													202	2,753,061
茨城			15	404,000											(1)	(1,680)	(1)	(1,680)
栃木			40	493,450											1	1,680	16	405,680
群馬																	60	842,349
埼玉					1	50,000											1	50,000
千葉			4	43,000					(3)	(16,000)							(3)	(16,000)
東京			1	58,101					4	96,000							8	139,000
神奈川																	1	58,101
新潟	24	2,979,500	1	60,000	(1)	(37,000)											(1)	(37,000)
			5	95,000	5	95,000									1	3,000	31	3,137,500
富山					1	90,000									(2)	(27,000)	(2)	(27,000)
石川	7 <8>	1,402,000 <1,538,000>			1	50,000									3	28,500	4	118,500
福井	20	2,789,000					2	185,000									8	1,452,000
山梨			2	53,714													<8>	<1,538,000>
長野																	22	2,974,000
																	2	53,714
																	112	2,739,474
岐阜			8	139,500													2	9,500
静岡			26	283,323													1	80,000
愛知			1	141,000														27
三重			62	1,598,800														1
滋賀							1	120,000										62
																		1
																		1
京都																		
大阪																		
兵庫					1	71,000												1
奈良					2	1,500,000												2
和歌山			6	165,000	12	2,662,000												18
鳥取																		
島根	3	340,000																3
岡山																		
広島																		
山口			4	35,000														4
徳島			4	76,500	1	110,000												5
香川																		
愛媛	<1>	<50,000>			1	19,900												<1>
高知	1	50,000																2
福岡			14	85,000														14
佐賀	<1>	<52,000>																<1>
長崎	2	57,500			1	80,000												3
熊本																		
大分																		
宮崎			6	128,000														6
鹿児島												70	535,460					70
沖縄			8	95,200														8
札幌			(3)	(25,400)														(3)
仙台			15	121,900														15
さいたま																		
千葉																		
横浜																		
川崎																		
相模原																		
新潟			1	52,000														2
静岡			2	65,000	1	392,000												2
浜松																		2
名古屋																		
京都																		
大阪																		
堺																		
神戸																		
岡山																		
広島																		
北九州																		
福岡																		
	<22>	<2,931,000>																<22>
補助計	86	11,568,000	(3)	(25,400)	(1)	(37,000)	38	1,055,200	(3)	(16,000)	70	535,460			(4)	(34,680)	(11)	(113,080)
			467	7,408,326	31	5,619,900			4	96,000					125	2,935,959	2,764	64,170,124
直轄計	2	290,000	2	200,000														4
合計	88	11,858,000	469	7,608,326	31	5,619,900	38	1,055,200	4	96,000	70	535,460			125	2,935,959	2,768	64,660,124

※上段 () 内書きは、下水道・公園分、< >内書きは港湾・港湾に係る海岸分である。